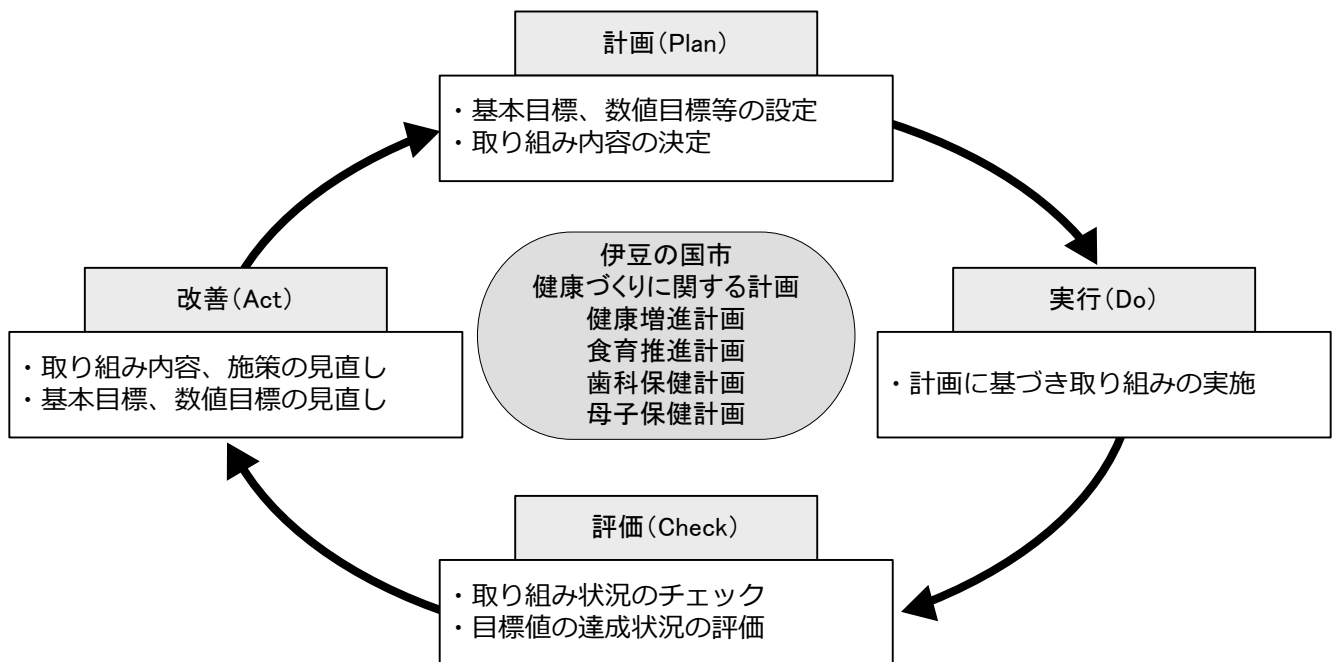


第7章 計画の適正な管理と運営

7 計画の適正な管理と運営

(1) 計画の推進と適正な管理

計画の進捗状況を把握・分析・評価し、年次毎の取組み内容や達成度を把握し、次年度の事業に反映させるため、「伊豆の国市健康づくり推進協議会」並びに「歯と口腔の健康づくり推進委員会」において、協議します。



(2) 人材の育成

市民の健康づくりを推進するため健康づくりに係る専門職の確保と資質向上に努めます。

保健委員や健康づくりサポーターなどが地域住民の健康づくりの担い手となるよう育成を図ります。

(3) 関係機関との連携

健康は様々な要因が絡み合って実現できるものであるため、市、関係機関、地域住民、企業等がそれぞれの役割を担い、密接に連携するとともに、総合的な健康づくりを推進します。

(4) 健康情報の提供、相談体制の充実

健康づくりに関する様々な情報をタイムリーに的確に市民に伝えるとともに、市民の健康状態や疾病等に対応した情報提供、健康教育などの取組みを図ります。また、関係機関と連携し、市民が身近な場で気軽に相談できる体制を構築し、市民の健康に対する関心を高めるとともに、自己管理ができるよう支援します。

(5) 地域資源の活用・発掘

本市が持つ歴史資源、温泉資源、文化や地場産品、伝統的な料理などを活用し、健康づくりに繋げていきます。

(6)市民の状況に応じた健康づくりへの支援

子育て中の親や高齢者、障がいのある人を介護している家族などに対しても健康づくり活動や事業等に参加できるよう、ボランティア団体等の協力を得ながら体制づくり、環境づくりを図っていきます。

(7)医療体制の充実

市内外の医療機関と連携し、休日や夜間の救急医療体制など、医療体制の一層の充実を促進します。